

V 財政援助団体等監査

習志野市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項、習志野市監査基準第4条第3号）

2 監査の期間及び対象

(1) 期間 令和4年5月31日から6月23日まで

対象 一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター、
指定管理者（株式会社図書館流通センター、社会福祉法人習愛会）

(2) 期間 令和4年8月26日から9月29日まで

対象 公益財団法人習志野市スポーツ振興協会、指定管理者（公益財団法人習志野
市スポーツ振興協会、株式会社オーエンス）

3 監査を実施した監査委員

福田 佐知子

布施 孝一

4 監査の範囲

一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター及び公益財団法人習志野市スポーツ振興協会については、

令和3年度の財政的援助に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況

（必要に応じて令和4年度及び過年度を対象とする）

指定管理者については、

令和3年度の公の施設の管理に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況

（必要に応じて令和4年度及び過年度を対象とする）

5 監査の実施内容

一般財団法人習志野市開発公社、公益社団法人習志野市シルバー人材センター及び公益財団法人習志野市スポーツ振興協会については、予め提出を求めた監査資料、財務諸表等に基づき、出納その他の事務を主体に、経営状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

指定管理者については、予め提出を求めた監査資料、事業報告書、財務諸表等に基づき、公の施設の管理状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

6 監査の着眼点

財政的援助団体

- (1) 補助金等が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適切か。
- (3) 補助金の経理は適切になされているか。

出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が適正に行われているか。
- (2) 予算書、決算書など財務諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切になされているか。

公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第2 監査の結果

<財政的援助団体、出資団体>

一般財団法人 習志野市開発公社

1 事務事業の概況

開発公社は、習志野市が策定した総合的な開発計画及び都市計画に基づいて、その実施のために必要な土地及び建物その他の取得造成、処分その他の関連事業を行い、もって習志野市の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されている。

市からの受託事業は、先行取得業務では都市計画道路3・4・11号線用地取得事業における千葉地方裁判所の競売物件について応札したが、落札に至らなかった。

また、都市計画道路3・4・8号線における用地取得については、現在も継続して取り組んでいる。

独自事業では、賃貸ビル事業として賃貸ビル5棟の賃貸、駐車場事業として総収容台数1,173台の運営等を行っている。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

1 事務事業の概況

シルバー人材センターは、設立目的に則り、高齢者の就業に関する情報の収集及び提供・相談、就業機会の開拓及び提供、高齢者に対する簡易な仕事に関する知識又は技能の付与を目的とした講習会等を実施している。

また、会員の資質向上に資するため、マナー&コミュニケーション研修会を実施したほか、取引実績のない市内事業所等を対象に、PRを兼ねたアンケート調査を実施している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会

1 事務事業の概況

スポーツ振興協会は、スポーツ施設の整備拡充とその効果的運営管理並びにスポーツ振興に関する事業を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的として設立されている。

事業は、各種スポーツ教室を習志野市教育委員会と共催で開催するとともに、施設利用者

の技術指導を行っている他、独自事業としてスポーツ大会や地域交流イベント等を実施している。

2 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

<指定管理者>

株式会社図書館流通センター

1 事務事業の概況

株式会社図書館流通センターは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館の管理運営を行っている。

令和3年度事業実施状況は、図書の貸出・返却・予約、蔵書点検、おはなし会、1日図書館員、特集展示、研修等を実施している。

なお、貸出人数は、東習志野図書館 38,417 人、新習志野図書館 54,948 人、谷津図書館 106,553 人、移動図書館 6,104 人である。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

社会福祉法人 習愛会

1 事務事業の概況

社会福祉法人習愛会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市総合福祉センター障害福祉サービス事業所花の実園の管理運営を行っている。花の実園は利用料金制となっている。

令和3年度の事業実施状況は、生活介護として日常生活支援・作業支援・創作活動支援・音楽活動、就労継続支援B型として作業支援・生活支援を行い、その他に指定特定相談支援事業、日中一時支援事業を行っている。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会

1 事務事業の概況

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市スポーツ9施設（袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場及び芝園テニスコート・フットサル場）の管理運営を行っている。

習志野市スポーツ9施設を安全かつ快適に提供するため、施設の維持管理及び各事業を行っており、指定管理者の自主事業として、スポーツ塾、施設イベント、スポーツ大会を実施している。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) 管理日報について

秋津サッカー場及び秋津野球場の管理日報において、入金確認欄の押印漏れが散見された。事故防止の観点から、遺漏なく押印する必要性が認められた。

株式会社オーエンス

1 事務事業の概況

株式会社オーエンスは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市新習志野公民館、習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の管理運営を行っている。

令和3年度の事業実施状況は、新習パレット、ロビーふれあい事業、ちびっ子クリスマス会等の開催を行っている。

なお、施設の利用件数は、新習志野公民館 3,332 件、実花公民館 1,208 件、袖ヶ浦公民館 4,086 件、谷津公民館 3,616 件である。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) 令和3年度管理に係る収支決算書の記載誤りについて

管理運営に関する基本協定に基づき、市へ提出した令和3年度管理に係る収支決算書について、車両保険料の過剰計上、委託料の未計上や研修に係る費用科目の統一化が図られていないことが判明した。

収支決算書は指定管理料が適切に使用されているか確認するものであり、正確に記載する必要性が認められた。